

議員提出議案第2号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成29年6月8日提出

提出者

中間市議会議員 小林 信一

賛成者

中間市議会議員 田口 澄雄

同 掛田るみ子

同 佐々木晴一

同 植本 種實

同 原田 隆博

同 下川 俊秀

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例（昭和42年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。
目次を削る。

第2条第2項の表を次のように改める。

総合政策委員会 6人

- (1) 総務部の所管に属する事項
- (2) 総合政策部の所管に属する事項
- (3) 教育委員会の所管に属する事項
- (4) 議会事務局の所管に属する事項
- (5) 監査委員の所管に属する事項
- (6) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (7) 会計課の所管に属する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

市民厚生委員会 6人

- (1) 市民部の所管に属する事項
- (2) 保健福祉部の所管に属する事項
- (3) 市立病院の所管に属する事項

産業消防委員会 5人

- (1) 建設産業部の所管に属する事項
- (2) 農業委員会の所管に属する事項
- (3) 環境上下水道部の所管に属する事項
- (4) 消防本部の所管に属する事項

第3条第1項中「の任期は、2年とする。」を削り、同項ただし書中「ただし、後任者が選任されるまで在任する」を「は、議員の任期中在任する」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「8人以内」を「、8人以内」に改める。

第7条第4項を削る。

第9条第1項中「委員の互選」を「委員長の互選」に改める。

第11条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第16条第2項中「場合において」の次に「は」を加える。

第17条中「自己の」を削る。

第20条中「教育長」を「教育委員会の教育長」に、「、監査委員」を「及び監査委員」に、「及び」を「並びに」に改める。

第21条第1項中「会議規則」を「中間市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）」に、「これを」を「、これを」に改める。

第22条第1項中「公聴会」を「、公聴会」に改め、同条第2項中「、意見」を「及び意見」に、「事項」を「事件」に改める。

第24条第1項中「その他の者」の次に「の中」を加える。

第28条第2項中「、意見」を「及び意見」に改め、同条第3項中「第25条、第26条及び第

27条」を「前3条」に改める。

第29条第1項中「押印を」を「押印」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の始まる日から施行する。

中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
	<p>目次</p> <p><u>第1条 (常任委員会の設置)</u></p> <p><u>第2条 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</u></p> <p><u>第3条 (常任委員の任期)</u></p> <p><u>第4条 (議会運営委員会の設置)</u></p> <p><u>第5条 (常任委員及び議会運営委員の任期の起算)</u></p> <p><u>第6条 (特別委員会の設置)</u></p> <p><u>第7条 (委員の選任)</u></p> <p><u>第8条 (委員長及び副委員長)</u></p> <p><u>第9条 (委員長及び副委員長がともにならないときの互選)</u></p> <p><u>第10条 (委員長の議事整理権・秩序保持権)</u></p> <p><u>第11条 (委員長の職務代行)</u></p> <p><u>第12条 (委員長、副委員長の辞任)</u></p> <p><u>第13条 (委員の辞任)</u></p> <p><u>第14条 (招集)</u></p>

第15条 (定足数)

第16条 (表決)

第17条 (委員長及び委員の除斥)

第18条 (傍聴の取扱)

第19条 (秘密会)

第20条 (出席説明の要求)

第21条 (秩序保持に関する措置)

第22条 (公聴会開催の手続)

第23条 (意見を述べようとする者の申出)

第24条 (公述人の決定)

第25条 (公述人の発言)

第26条 (委員と公述人の質疑)

第27条 (代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 (参考人)

第29条 (記録)

第30条 (会議規則への委任)

附則

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 (略)

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総合政策委員会 6人

- (1) 総務部の所管に属する事項
- (2) 総合政策部の所管に属する事項
- (3) 教育委員会の所管に属する事項
- (4) 議会事務局の所管に属する事項
- (5) 監査委員の所管に属する事項
- (6) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (7) 会計課の所管に属する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

市民厚生委員会 6人

- (1) 市民部の所管に属する事項
- (2) 保健福祉部の所管に属する事項
- (3) 市立病院の所管に属する事項

産業消防委員会 5人

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 (略)

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総合政策委員会 6人

- (1) 総務部の所管に属する事項
- (2) 総合政策部の所管に属する事項
- (3) 教育委員会の所管に属する事項
- (4) 議会事務局の所管に属する事項
- (5) 監査委員の所管に属する事項
- (6) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (7) 会計課の所管に属する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

市民厚生委員会 6人

- (1) 市民部の所管に属する事項
- (2) 保健福祉部の所管に属する事項
- (3) 市立病院の所管に属する事項

産業消防委員会 7人

- (1) 建設産業部の所管に属する事項
- (2) 農業委員会の所管に属する事項
- (3) 環境上下水道部の所管に属する事項
- (4) 消防本部の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員は、議員の任期中在任する。

(議会運営委員会の設置)

第4条 (略)

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人以内とする。

3 (略)

(委員の選任)

第7条 (略)

2・3 (略)

- (1) 建設産業部の所管に属する事項
- (2) 農業委員会の所管に属する事項
- (3) 環境上下水道部の所管に属する事項
- (4) 消防本部の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 (略)

2 議会運営委員会の委員の定数は8人以内とする。

3 (略)

(委員の選任)

第7条 (略)

2・3 (略)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 (略)

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 (略)

(表決)

第16条 (略)

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員の互選を行わせる。

2 (略)

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 (略)

(表決)

第16条 (略)

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは自己の父母、祖父母、配偶

子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、中間市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 (略)

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得な

者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長、監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員及びその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 (略)

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なけ

ければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 (略)

(参考人)

第28条 (略)

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な

ればならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 (略)

(参考人)

第28条 (略)

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第25条、第26条及び第27条の規定を準用する。

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な

事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2・3 (略)

事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2・3 (略)